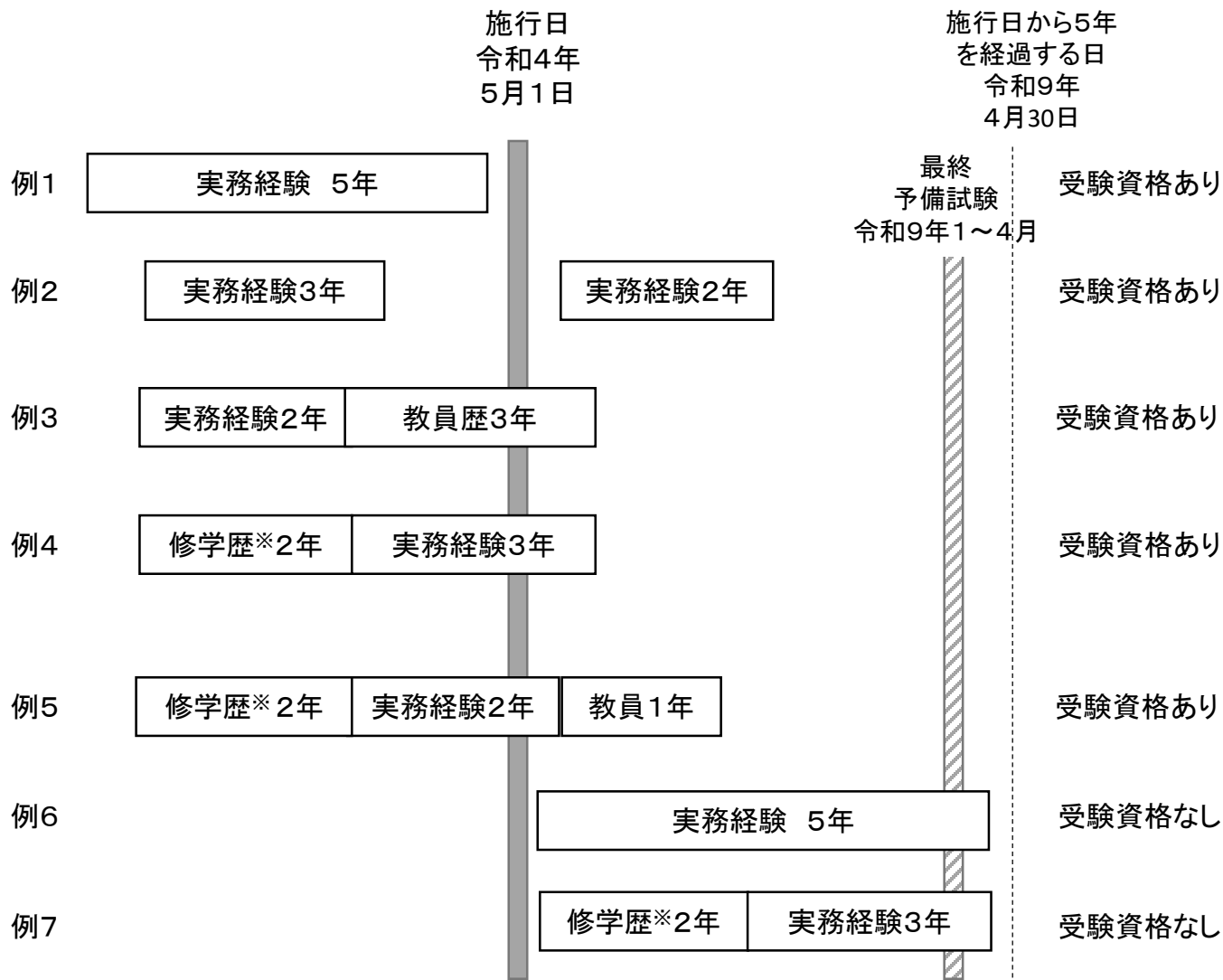


## 法附則第3条第2項に定める者(いわゆる現任者)の考え方について(例)

法附則第3条第2項に定める「第2条第2項に規定する業務(診療の補助を除く。)を5年以上業として行った者又は農林水産大臣及び環境大臣がこれと同等以上の経験を有すると認める者」を例示すると以下のとおり。



※ 法第31条第1号及び第2号、附則第2条第1号に該当しない教育機関

- 例1 : 過去(時期を問わない)に実務経験5年以上を満たしている者  
 例2 : 実務経験5年以上であれば、連続した5年である必要はない  
 例3~5 : 通算して5年以上を満たしていれば、実務経験と同等以上とみなしたものを組み合わせることは可能  
 例6、7 : 予備試験は、施行日から5年を経過する日(令和9年4月30日)までの間、毎年1回以上実施(法附則第3条第1項)。法施行後に実務経験を始めた者又は法施行後に修学を開始した者は受験資格なし。なお、予備試験の前に受験手続(受験資格の審査)があることを踏まえると、予備試験の実施時期によっては、法施行の直前に実務経験を始めた者や令和4年4月に修学を開始した者が願書〆切までに受験資格を得るのは困難